

令和6年度 事業計画書

自：令和6年12月25日

至：令和7年3月31日

一般社団法人 奈良先端医工科学連携機構

1. 事業の目的

一般社団法人奈良先端医工科学連携機構（以下「本法人」という。）は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学と公立大学法人奈良県立医科大学との大学等連携推進業務を実施することにより、教育研究水準の向上、大学の機能強化に資するとともに、医学、工学及び関連諸科学の緊密な連携並びに共創の輪の拡大によるイノベーションの創出を通じて地域の発展に寄与することを目的とし、設置されたものである。

本法人は、この目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 研究活動の活性化に関すること
- (2) 人材育成の充実に関すること
- (3) イノベーションの創出に関すること
- (4) 連携開設科目の設置と運営に関すること
- (5) 学生及び教職員の交流に関すること
- (6) 効率的な大学運営に関すること
- (7) その他目的を達成するために必要なこと

特に、本事業年度は本法人の設立初年度であり、法人の体制整備や持続可能な事業運営の検討、また、文部科学大臣への大学等連携推進法人の認定に関する申請を行い本事業年度内の認定を目指すとともに、翌事業年度以降の各事業の実施に向けた準備に取り組むこととする。

2. 事業の計画

(1) 法人運営関係

(i) 会議の開催

本法人の事業運営及び財務等に関する重要事項の審議を行うため、次の会議を開催する。

- ① 社員総会
- ② 理事会

(ii) 委員会の設置

本法人における事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じて各種の事業についての検討に取り組む委員会を設置するものとし、本事業年度においては、教育連携以外の大学等連携推進業務の実施に向けた検討を行う企画調整委員会及び教育連携について検討する教育連携委員会を設ける。

(iii) 事務局の運営

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学内に本法人の事務局を設置し、法人運営体制を確立するとともに、法人運営に関する諸規則を制定する。

(iv) 法人の広報活動

本法人の活動周知や情報提供などのため、本法人のホームページを構築する。
また、大学等連携推進法人の認定を受けた後には、報道発表等により、広く社会に周知できるよう、準備を進める。

(v) 大学等連携推進法人の認定に関する申請

本事業年度内に文部科学大臣への大学等連携推進法人の認定に関する申請を行い、本事業年度内の大学等連携推進法人の認定を目指す。

(2) 大学等連携推進業務関係

(i) 教育面に関すること

連携開設科目の設置や学生交流等の充実など教育の向上に向けた検討に着手する。

(ii) 研究面に関すること

医学、工学及び関連諸科学の連携並びに共創の輪の拡大によるイノベーションの創出を通じた地域の発展に寄与すべく、大学間連携の推進に向けた検討に着手する。

(iii) 大学運営等に関すること

大学間連携による大学の諸機能の向上に向けた検討に着手する。

(3) その他

特になし